

令和7年度高校生教職体験プログラム
「教師ミニミニ体験」事業（県北地区）実施要項

1 目的

- ① 教職希望の高校生が、児童生徒との触れ合いを基盤にした本事業に参加することにより、教職の適性を知り、教職への憧れや意欲の向上を図る。
- ② 配属先（実地体験校）担任教師のアシスタント等として教育活動に参加することにより、児童生徒の学ぶ意欲や生活意欲の向上につなげる。

2 主催 秋田大学高大接続センター

3 後援 秋田県教育委員会、大館市教育委員会、能代市教育委員会

4 対象 30名程度（大館市内15名程度、能代市内15名程度）（詳細は下記8募集）

5 配属 大館・北秋田・鹿角にある高校の生徒は大館市内、能代にある高校の生徒は能代市内の小・中学校を実地体験校とする。

6 事業の流れ

- （1）開講式・オリエンテーション（7/19（土））に参加し事業概要を把握する。

場所：能代市役所本庁舎（10:30～11:50）（能代地区高校生対象）

：大館市駅なか交流センター（14:30～15:50）（大館地区高校生対象）

- ①『教師ミニミニ体験』事業の概要について

- ②体験実習生としての留意事項等 ③グループワーク（自己紹介等）

- （2）講義（「教職の世界」）10/18（土）、10/26（日） 場所：大館国際情報学院高校

～教職の適性や教育の現状等について理解を深め、教職についての基本的知識を身に付ける～（内容は変更になる場合があります）

- ①（第1講）教職の世界とその魅力

- ②（第2講）これから（近未来）の学校教育と教師の役割

- ③（第3講）『授業』という営みー授業ビデオ（教育専門監）の視聴を通して優れた授業の条件を探るー

- ④（第4講）学習指導案の見方と学習指導案（略案）の作成、模擬授業の提示

- ⑤（第5講）秋田県教育の特色（「全国学力・学習状況調査」や「大学入学共通テスト」等の結果分析 他）及び教師に必要とされる資質・能力について

- （3）実地体験 12/22（月）・23（火）・24（水）の3日間

配属先（実地体験校）の教員より、ワンポイント指導についての助言を受ける。

「活動例」

- ①通常の教科学習のアシスタント

- ②外国語活動のアシスタント

- ③教科学習のワンポイント指導※

- ④学級の交流活動

- ⑤朝や帰りの会への参加（コメントを述べる）

- ⑥給食の時間

- ⑦清掃活動

- ⑧その他、配属校の実状に応じた活動

※ワンポイント指導については、配属校の授業進度等によっては個別学習指導などの配属校の授業内容に応じた指導となる場合もある。

- （4）振り返りと総括・閉講式（12/25（木））に参加する。

場所：能代市役所本庁舎（10:00～11:20）（能代地区高校生対象）

場所：大館市駅なか交流センター（14:30～15:50）（大館地区高校生対象）

7 配属校及び活動時間 等

- （1）配属校 大館市内小・中学校、能代市内小・中学校

- （2）活動時間 配属先小・中学校の活動時間に準ずる。

詳細については、実地体験校の参加代表者が事前に確認し、参加者に周知すること。

- （3）活動日誌の記入と提出

参加者は活動日誌を記入し、配属先の校長の署名又は押印をいただくこと。

(4) 昼食 配属先の学校で児童・生徒と一緒に教室で給食をとる。

(5) 欠席について

参加者がやむを得ない理由で欠席する場合には、事前（平日 8:30～17:00）に秋田大学総合学務課（018-889-2254）に連絡する。

(6) 活動の教育課程上の位置づけ

就業体験活動（インターンシップ）として位置づける等、各高等学校の教育活動の一環とする。

8 募集

(1) 応募資格

県北地区の高等学校在学中の2年生または1年生

本事業のねらいを踏まえ、将来教職に就くことを強く希望し、実地体験小・中学校に登校可能であり、原則として全ての活動に出席可能であること。

(2) 応募手続

別紙 諸手続き参照

- ・参加希望高校生は推薦願（様式②）を整え、高等学校長に申請する。
- ・各高等学校長は文書（様式④）により高大接続センター長に依頼する。高大接続センター長は、推薦書を取りまとめ、大館市教育委員会及び能代市教育委員会に文書（様式⑤）で参加者と配属先の決定を依頼する。

(3) 受講の決定

秋田大学高大接続センターから各高校へ通知する。

(4) 受講の取り消し

本事業は原則として全ての活動への参加を必須とするため、以下の場合には受講を取り消すことがある。その場合は、以降の活動への参加を認めない。

- ・開講式及び閉講式の欠席：欠席の理由を勘案して決定する。
- ・講義（「教職の世界」）の欠席：原則的には半分以上欠席した場合は受講を取り消すこととするが、欠席の理由を勘案して決定する。
- ・実地体験の欠席：原則欠席を認めない。
- ・その他、本事業の円滑な実施・運営を妨げる行為・言動があった場合

9 募集締切

6月4日（水）必着

10 その他

(1) 参加高校生への指導

参加高校生の在籍する高等学校においては、高校生が、本事業のねらいを踏まえ、小・中学校で教員の指導の下に活動することの意義を認識させるとともに、服装、言動等についても十分な事前指導をする。高大接続センター長も同様の指導を行うものとする。また、事業の開始に当たっては、開講式及びオリエンテーションを実施する。

(2) 終了後の報告

別紙諸手続き参照。参加者から配属先校長等への礼状については様式も含め自由とする。

(3) 事故に対する措置等

高校生は7（6）に従い各高等学校管理下の事業として本プログラムに参加する。

(4) 担当及び連絡先

秋田大学総合学務課高大連携室（池田）

電話：018-889-2254

mail: setsuzoku@jimu.akita-u.ac.jp